

日程第5 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第5 議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第6 議案第7号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）おはようございます。

説明では、今までは1日の勤務時間にかかわらず、どの職員でも最大2時間取得することができたけれども、これからは、この条例がどういうふうに読んだらいいかというのがもうひとつよく分からなかったんですけども、要するに、非常勤職員に関しては勤務時間によっては最大2時間というのがなくなったというふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）この改正につきましては国の改正に伴うものであります。それで、今まで議員おただしのように、どの職員も2時間以内の範囲で部分休業が取れるという書きぶりだったんですけども、今回につきましては、新しい8条で定められているのが、1週間の勤務日が3日以上、または1年間で121日以上で、なおかつ1日につき6時間以上勤務される方以外の方というのがここで定められております。次の9条では、30分単位で取ることができるという定めになっております。それから次の9条2項、それ

から3項におきまして定められているのが、例えば1日の勤務時間が2時間の方が2時間の部分休業を取るとなると、勤務時間が結局ゼロということになりますので、本市では全く今まで該当される職員がいなかったんですけども、今回、国の改正の定めに沿って本市のほうも改正させていただいた次第でございます。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）分かりました。国の法律が最近変わった、変わったところということでしょうか。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）国の改正につきましては少し以前に変わっておったところなんですけれども、このたびうちの条例の整備が遅くなったんですけれども、今回整備させていただいた次第でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第7 議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）これの市長の許可を受けなければならない、言いますと、第3条第3項、業として写真、映画等を撮影すること。一々、私が携帯で撮ってアップした写真を人が買うってなったときに、お金をもらうときには再度市長の許可をもうてというのは、後からになってしまうんですよ。ほんで、あそこで動画撮影をしとって、「この動画、ええさかい売ってくれ」と言われたときに、えっと言うてまた市長に許可をもらいに行かなあかんというような、前、後ろ反対のことも考えられるんで、どういうことかなと思って具体的に教えてほしいんですけども。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）業として撮影ということでございますので、撮影を営利目的で行っている場合という形で解釈していただけたらと思います。営利目的ですんで、例えば映画の撮影とかという場合になってくると思っています。

○議長（小林 弘君）11番 杉本君。

○11番（杉本俊彦君）結局、勝手に携帯で撮

っとして後から言われても、そんなもんは関係ないという話でよろしいんですね。映画撮影で撮るというんやったら許可が要るけども、俺が撮るとるやつを後から誰かに売ってと言われても構わないということやな。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）なりわいとして撮影とかという場合であれば許可が要するという形になります。

○議長（小林 弘君）16番 田中君。

○16番（田中博晃君）委員会付託なのであまり細かくはあれなんですけれども、条例を見ていきますと、徴収逃れ等の罰則はあるんですけれども、例えば使用した後に、ごみをほって帰ったやとか、水を勝手に使っていた等の罰則というのがないように見受けられるんですけれども、いかがですか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）使用にあたっては要領を定めていまして、守っていただければならない事項としてごみの持ち帰りというのも定めております。そういうことを守っていただければ、次の使用の許可についても検討していきたいという形になると思いますので、その辺で対応したいと考えております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第8号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第8 議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第8 議案第9号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の

一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）今回この小中学生医療費というのを子ども医療費というふうに変えていくことで、恐らくまだはっきりとは分かってないんですけども、内容を拡充していくという方向には進んでいくのかな、いいことやと思うんですけど、これは勝手な予測ですけどもね、思うことやけども、その中で前も僕、別に自分が一般質問したからといってどうこう言うつもりはないんやけども、所得制限の範囲というのを以前の一般質問でも話をさせてもらったんですけども、それについては今行政としてはどのようにお考えなのか、その部分をお聞かせください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）所得制限につきましては、前回の一般質問でもされましたように、課題であるというふうには思っています。ただ、本市の今の考え方の中を述べさせていただきますと、本来、健康保険制度というのは、大人の方も子どもの方も病気にかかる保険証を持って行って、医療機関でかかったうちの3割なり2割なりそれなりの負担をお願いしているところでございます。この子ども医療費につきましてはその自己負担分を市で全額補填して、結果、子どもの健康や保持、増進を図るという制度はご理解いただいているとは思っています。

現在、受給者証をお持ちの方というのは受診の際に、医療の保険証と子ども医療の受給者証を提出することで、実際の医療費の自己負担分はゼロということで全額給付で補填しているところなんですけれども、所得制限の設定につきましては各市町村の裁量に

委ねられております。所得制限を設定する市町村もありますし、議員おただしのように所得制限を廃止している市町村も、これは全国、運用はまちまちの状況です。

本市では、現在のところおただしのように所得制限を設けており、その所得制限の基準というのは和歌山県の乳幼児医療の補助金の所得制限をそのまま小中学生医療にも運用しています。所得制限が結構高く設定されているというところで、前のご質問にもありましたように、子どもは国の宝、市の宝でありますので、子どもたちがスムーズに医療機関を受診できて、その結果、重症化とか疾病の治療にというところでございますけれども、ここで所得制限を高くすることによって多くの子どもが本制度の適用範囲に収まるようにというところで、所得制限を高く設定しているというところでは、

医療費の助成制度というのは、市民の皆さんからの預かった大切な税金で賄うことになっておりますし、その中で所得オーバーの方というのは一定の支払い能力があるというふうに思っております。窓口の2割、3割の負担につきましては、引き続きお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議論につきましては、引き続き内部のほうで進めていきたいと思っておりますので、その辺のところもご理解のほどお願いします。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）僕、前も、誤解ないように言うときますよ。全員無償化にするんか、それとも、医療費を払えないご家庭に医療費を提供する施策なんか、それが曖昧やからちゃんと所得制限を考えてくださいと言っているだけで、全員無償化にせえという話をしているんじゃない。所得制限の位置が曖昧やからおかしいん違いますか。さっきの答弁で言

うたら、その所得制限の上の方は払えるからって、ほんなら下の方は払えへんという議論なっちゃうんよ。そんなことを言うのと違うんよ。そんな議論をしたくないから、その施策の色合いを明確にしたら、どっちにするのという話をしている。僕、だからさっきも施策の毛色は分かるとるんですよ。所得制限を上に出したら、たくさんの方が受けられるのは分かるとるんですよ。それはそれでええんですよ。そないしてくれるんやったらね。それで明確に押すんやったらかめへんのやけど、でもそこで、その線引きより上の方は払えるからという議論はおかしいというところ。

そんな話じゃないでしょう。ほんなら、その線引きよりちょっと下は払えへん。その議論でこの話を持って来るから僕は一般質問をしたんよ。そんな議論は関係ないね。ちゃんと明確に行政はこうやからこういう線引きをしていますという話やったら納得はするけども、払える払えへんの話をするからおかしくなる。だから、これは今ちょっと外れていっとるからせえへんけど、その議論をするときにその話はなしね。そんな話じゃないよ。僕が一般質問をした理由も違うし、今ここで質問をしている理由も全然違うからね。ちゃんと明確な色合いを持って所得制限を決めたらいいよというところんよ。別に全員に渡すべきやという話もしてない。その施策の色合いは何なんやという話をしているだけ。払えるか払えへんかの理論でするからおかしくなる。これは要望で結構やけども、所得制限を考えるときはぜひともその辺を考慮して、きっちり考えてください。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第9号
については、文教厚生委員会に付託いたしま
す。
